

地域住民と観光振興が両立する持続可能な民泊制度の実現を求める意見書

訪日外国人旅行者の増加に伴い、住宅宿泊事業（民泊）は宿泊需要への対応や地域経済の活性化に大きく寄与している。一方で、住宅地における騒音やごみ出しルールの逸脱、近隣住民とのトラブル、違法民泊の存在など、住民生活への影響も顕在化しており、地域との共生が重要な課題となっている。観光立国の推進と地域住民の生活環境の保全が両立する持続可能な民泊制度の実現に向け、必要な法制度の整備及び運用の改善を図られるよう強く求める。

については、国におかれては、違法民泊の取締り及び監督体制を一層強化するとともに、適正な事業運営の徹底、地方自治体の監視・指導体制に対する財政的・人的支援の充実、事業者及び宿泊者への生活ルールの周知徹底、多言語による情報発信など、地域住民の安全・安心を確保するため、次の事項についての措置を講じるよう強く要望する。

- 1 違法民泊の取締り及び監督体制の一層の強化を図ること。
- 2 適正な事業運営の徹底を図るとともに、地方自治体が行う監視・指導体制に対する財政的・人的支援を拡充すること。
- 3 事業者及び宿泊者に対し、生活ルールの周知を徹底するとともに、多言語による情報発信及び苦情相談体制の充実を図ること。
- 4 火災や災害、事件・事故等に備えた安全対策を徹底し、地域住民の安全・安心の確保に努めること。
- 5 観光立国の推進と地域住民の生活環境の保全が両立する持続可能な民泊制度の実現に向け、必要な法制度の整備及び運用の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月10日

衆議院議長	森	英	介	殿		
参議院議長	関	口	昌	一	殿	
内閣総理大臣	高	市	早	苗	殿	
総務大臣	林		芳	正	殿	
財務大臣	片	山	さ	つき	殿	
厚生労働大臣	上	野	賢	一	郎	殿
国土交通大臣	金	子	恭	之	殿	
内閣官房長官	木	原		稔	殿	

京都府議会議長 荒 卷 隆 三